

パロマ事故によってもたらされた教訓は何だったのかを考えてみます。

都市ガス事業は政府の監督下に置かれた規制産業です。事故が発生し続けた責任の一端は監督官庁の経済産業省(旧通商産業省)にもあったといえます。

されます。

パロマ事故についても、同省は17件の事故情報を得ていました。しかし、平成18年7月に至るまで、事故の再発防止のための効果のある能動的なアクションを起こしませんでした。

特に、4年3月末、当時の通産省の担当セクションが、3年から4年にかけて起こっ

者用製品安全法の改正などを

行ったことは評価できませんが、こうした行政対応が早くに行われていたならば、パロマ事故の被害者の数はもっと少なくなっていたはずで、事故を防止するためには、

ガス機器メーカー、ガス事業者、修理業者、行政機関、利用者の間で機器に関係する正しい情報が共有されることが

とではありません。消費者

は、ガス機器のメンテナンスや更新にもっと注意を払う必要があるといえます。

パロマ事故の教訓の一つに、湯沸かし器の現況についての情報の欠落という問題があります。

前回は指摘しましたが、28件のうち23件が集合住宅で起きており、そのうち死亡事故は13件でした。つまり、死亡

ガス機器の現況

情報共有を



ガス事業関連法令によれば、ガス機器の法定点検はガス事業者(ガス供給会社)が行っており、修理業者やパロマ社などの機器メーカーが行っているわけではありません。

重大な事故が発生した場合、ガス事業者や機器メーカーなどによって経産省に報告

た3件の事故に共通する事象

として、不正改造が行われていること、およびコンセントに電源プラグが入っていないがったことを把握していながら、有効な対策を講じなかったことは大きな問題でした。

パロマ事件が社会問題化したのを受け、同省が短期間のうちに、事故リスク情報の処理体制の改善に着手し、消費

必要です。

消費者もガス機器の使用のあり方をいま一度、再考する必要があります。

わが国では、家用自動車やテレビが20年以上にもわたって使用されることはまれです。しかし、ガス機器においては、10年以上はいうまでもなく、20年以上にわたって使用され続けることは珍しいこ

は、転出、転入があった際に、修理履歴など湯沸かし器にかかわる情報が新しい居住者に継承されなかったことに原因があると考えられます。集合住宅のオーナーないし管理者は、今後この点に留意した住宅管理を行っていく必要があります。

(安部誠治・関西大学社会安全学部教授)